（政令第二十条の二の十八の額）

第三条の十五　政令第二十条の二の十八に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、租税特別措置法第五十五条第一項及び第八項に規定する特定株式等（以下この条及び第四条において「特定株式等」という。）について、それぞれ当該法人別に次に掲げるところにより算定した額の合計額とする。

一　資源開発事業法人（租税特別措置法第五十五条第二項第一号の法人をいう。以下この条及び第四条において同じ。）の特定株式等　当該特定株式等の取得価額に当該資源開発事業法人の同号の資源開発事業等（次号及び第四条において「資源開発事業等」という。）に係る事業費に対する法の施行地における当該事業費の割合を乗じて得た額

二　資源開発投資法人（租税特別措置法第五十五条第二項第二号の法人をいう。以下この号及び第四条第二号において同じ。）の特定株式等　当該特定株式等の取得価額に当該資源開発投資法人及び当該資源開発投資法人（その法人から出資又は長期の資金の貸付け（以下この号及び第四条第二号において「投融資」という。）を受けている資源開発投資法人を含む。）から投融資を受けている資源開発事業法人の資源開発事業等（当該資源開発事業法人の行う資源の探鉱、開発又は採取の事業に付随して行われる事業を営む法人の当該付随して行われる事業を含む。）に係る事業費に対する法の施行地における当該事業費の割合を乗じて得た額

［削る］

2　法第五十五条の五第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二　前号の申立てに係る対象連結法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

三　第一号の申立てに係る相互協議において政令第九条の九の五第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた日

四　その他参考となるべき事項

3　法第五十五条の五第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二　前号の申立てに係る対象連結法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

三　第一号の申立てに係る相互協議において法第五十五条の四第一項に規定する合意が行われた日

四　前号の合意に基づく個別帰属法人税額（法第五十五条の五第三項に規定する個別帰属法人税額をいう。）及び次号に規定する地方法人税額の連結事業年度

五　第三号の合意に基づく地方法人税額

六　その他参考となるべき事項

（政令第二十条の二の十八の額）

第三条の十五　政令第二十条の二の十八第一項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、租税特別措置法第五十五条第一項及び第九項に規定する特定株式等（以下この項において「特定株式等」という。）について、それぞれ当該法人別に次に掲げるところにより算定した額の合計額とする。

一　資源開発事業法人（租税特別措置法第五十五条第二項第一号の法人をいう。以下同じ。）の特定株式等　当該特定株式等の取得価額に当該資源開発事業法人の同号の資源開発事業等（以下「資源開発事業等」という。）に係る事業費に対する法の施行地における当該事業費の割合を乗じて得た額

二　資源開発投資法人（租税特別措置法第五十五条第二項第二号の法人をいう。以下同じ。）の特定株式等　当該特定株式等の取得価額に当該資源開発投資法人及び当該資源開発投資法人（その法人から出資又は長期の資金の貸付け（以下「投融資」という。）を受けている資源開発投資法人を含む。）から投融資を受けている資源開発事業法人の資源開発事業等（当該資源開発事業法人の行う資源の探鉱、開発又は採取の事業に付随して行われる事業を営む法人の当該付随して行われる事業を含む。）に係る事業費に対する法の施行地における当該事業費の割合を乗じて得た額

2　政令第二十条の二の十八第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、租税特別措置法第六十八条の四十三第一項及び第八項に規定する特定株式等（以下この項において「特定株式等」という。）について、それぞれ当該法人別に次に掲げるところにより算定した額の合計額とする。

一　資源開発事業法人の特定株式等　当該特定株式等の取得価額に当該資源開発事業法人の資源開発事業等に係る事業費に対する法の施行地における当該事業費の割合を乗じて得た額